

生協制度見直し検討会

第8回(H18. 11. 22)

資料3

前のご指摘のあった事項

連合会会員の
1会員の出資口数の
限度

連合会の会員の出資限度規制の見直しについての考え方

法制定当初

組合員（会員）の総出資口数の1/4以内

<理由>

- ・ 生協における民主的運営の確保
- ・ 大口出資会員の脱退による払込済出資額の払戻しにより組合の経営が困難になる

現行の制度

経済事業を行う連合会（※）については、総出資口数の1/2に引き下げ

<理由>

- ・ 連合会については、参加する組合の規模の相違により、出資可能な額も大きく異なり、事業規模に比して連合会の経営基盤が脆弱になる恐れが生じる
- 大規模な組合の出資を大きくし、連合会の経営基盤を安定的なものにする必要がある

見直し案

経済事業を行う連合会（※）については、出資口数の制限を撤廃

<理由>

【経営基盤の安定化について】

- ・ 生活圏の拡大等に伴い、連合会の果たす役割が増大
- 連合会の経営基盤をさらに安定的なものにする必要がある

【民主的運営について】

- ・ そもそも会員による組合の管理運営に参加する権利（議決権）と出資口数は無関係であり、原則として、出資口数の多寡にかかわらず議決権が与えられることから、管理運営への参加は担保しうる

【大口出資会員脱退時の弊害について】

- ・ 出資口数の最高限度は定款の絶対的記載事項の一つであり、定款の設定や変更については総会の議決が必要であることから、組合自治により担保できる部分が多い

※ 生協法第10条第1項第1号から第4号までの事業（購買事業、利用事業、生活文化事業、共済事業）のうちのいずれかの事業を行う連合会をいい、単位組合間の連絡調整のみを行う連合会は含まれない。

出資口数の限度規制について

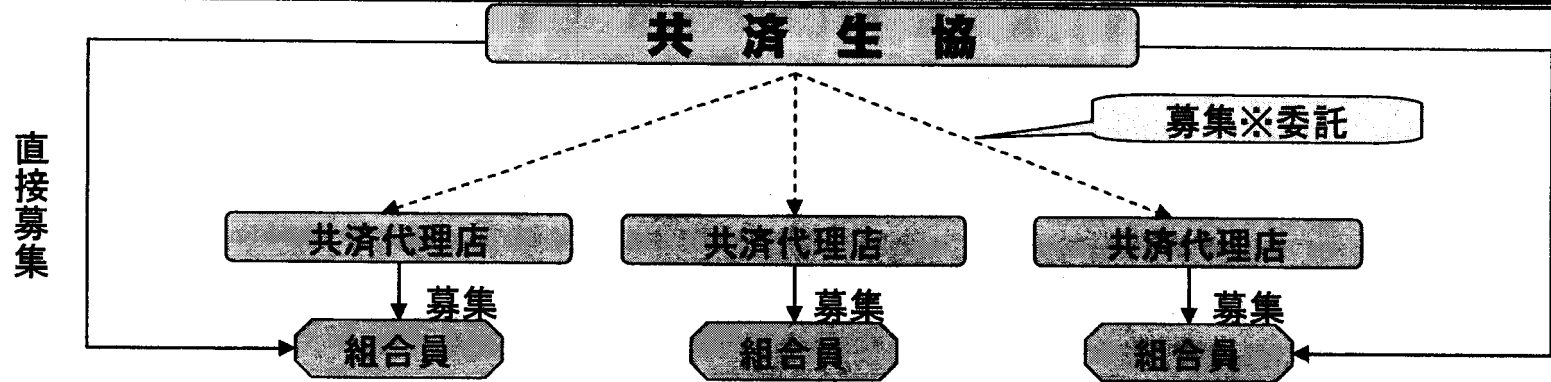
	消費生活協同組合法 (消費生活協同組合)	農業協同組合法 (農業協同組合)	中小企業等協同組合法 (事業協同組合、 事業協同小組合)
最高出資限度 規制	<p>○経済事業を実施する連 合会(※) 会員の総出資口数の2 分の1以内</p> <p>○単位組合及び経済事業 を実施しない連合会 組合員の総出資口数の 4分の1以内</p>	なし	<p>組合員の総出資口数の100 分の25以内 (信用協同組合は100分の1 0以内)</p> <p>(ただし、一定の組合員は、総 会の議決に基づく組合の承諾 を得た場合には、100分の35 まで保有可)</p>

※ 生協法第10条第1項第1号から第4号までの事業(購買事業、利用事業、生活文化事業、共済事業)のうちいずれかの事業を行う連合会をいい、単位組合間の連絡調整のみを行う連合会は含まれない。

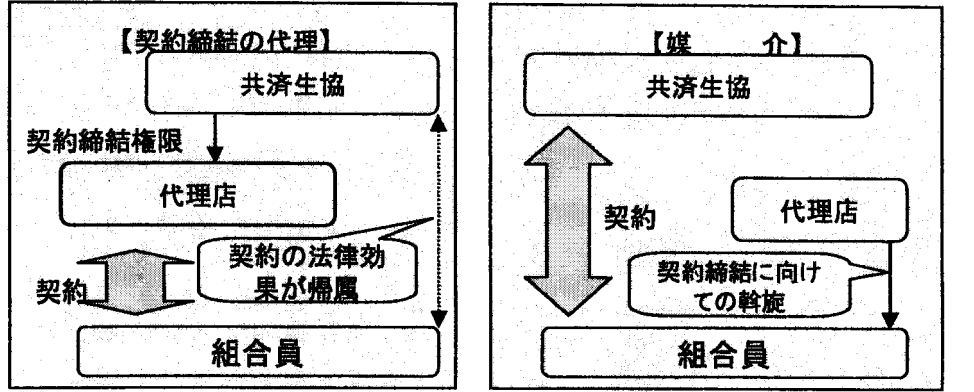
共済代理店

共済代理店について

制度の概要
 組合の委託を受けて、その組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者について、法令上明確に共済代理店として位置づけた上で、共済代理店として行うべき義務等を定める制度



共済代理店とは組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組合の役員又は使用人でないもの



- ※ 募集: 共済契約の締結の代理又は媒介を行うこと
 代理: 代理人が共済生協のために意思表示をし、又はこれを受けることによってその法律効果が共済生協に帰属する
 媒介: 斡旋のことで、他人の間に立って契約成立に尽力すること
 (代理と媒介の差異は、契約締結権限付与の有無)

他制度の状況

- 農協法**
 ・ 共済代理店の規定が法律上設けられており、自動車共済及び自動車賠償責任共済に関する業務を実施できることとされている。その結果、実態として、自動車整備工場のみが代理店となっている。また、共済代理店にも共済契約締結時に禁止される行為の規定が適用される。
- 中協法**
 ・ 共済代理店の規定が法律上設けられており、自動車共済及び自動車賠償責任共済に加え、それ以外の火災共済等に関する業務も実施できることとされている。また、共済代理店にも共済契約締結時に禁止される行為の規定が適用される。
- 保険業法**
 ・ 保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者として、損害保険代理店を含む保険募集人等の規定が法律上設けられている。生命保険募集人、損害保険代理店等については、保険契約締結時に禁止される行為の規定が適用される。

共済代理店に関する規定の必要性

共済代理店に関する現行の生協法上の整理

・現行の生協法上、共済代理店に関する明確な規定は存在せず、契約の締結の代理又は媒介を行う者の制限に関する規定は設けられていない。このため、民法上の委任契約に基づき実施することは妨げられていない。

共済代理店に関する明確な規定を設けないとした場合、下記のような契約の締結の代理又は媒介を行う者に対する共済推進時の行為規制や共済事業の健全な運営を確保するために講ずべき措置が適用されなくなることとなる。

共済推進時等に禁止される行為

- ・ 契約者等に対して、虚偽のことを告げ、又は契約条項のうち重要なことを告げないこと
- ・ 契約者等が組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げるよう勧奨すること
- ・ 契約者等が組合に対して重要な事項を告げるのを妨げ、告げないことを勧奨すること
- ・ 契約者に対して、不利益となる事実を告げずに、既に成立した契約を消滅させて新たに申込みをさせること
- ・ 契約内容につき他の共済・保険契約と比較したものであって、誤解させるおそれのあるものを表示すること
- ・ 組合の関連法人等が契約者に対して、特別の利益供与をしていることを知りながら、契約の申込みをさせること
- ・ 契約者や不特定の者に対して、契約に関する事項で判断に影響を及ぼすような重要な事項につき、誤解させるおそれのあるものを表示すること 等

共済事業の健全な運営を確保するために組合が講ずべき措置

- ・ 組合の役員、使用人等の公正な共済契約の締結、その代理又は媒介を行う能力の向上を図るための措置
- ・ 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理、媒介に際して、役員等が契約者等に対し、契約内容のうち重要な事項を記載した書面の交付などの適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置 等

対応案

契約の締結の代理又は媒介を行う者に対して、共済推進時の行為規制が適用され、また、共済事業の健全な運営を確保するために組合が講ずべき措置がなされるようにするため、共済代理店に関する明確な規定を設けることとする。

「生協制度の見直しについて」 （案）

生協制度見直し検討会

I 生協の現状と課題

1 生協制度の概要等

(生協制度の概要)

- 消費生活協同組合（生協）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的として、昭和 23 年に制定された消費生活協同組合法（生協法）に基づく「協同組合」であり、購買事業をはじめ、利用事業、共済事業などの各種事業を行っている。
- 生協制度の発足以後、生協の組合数や組合員数は大きく増加し、平成 17 年 3 月末現在、組合数が 1, 116 組合、組合員数が 5, 915 万人となっている。
- 生協は、「一定の地域又は職域による人と人との結合」であり、組合員の相互扶助組織である。生協は、その行う事業によって、組合員に最大の奉仕をすることを目的としており、非営利目的の組合員の相互扶助組織という一面と経済事業主体としての面を併せ持つことになる。
- 生協と同様の非営利セクターの主体としては、社会福祉法人や学校法人、公益法人、NPO 法人、マンション管理組合、さらに特別の法律に基づかない主体として学校の P T A、同窓会などがある。「不特定多数の利益」を意味する公益性の観点からは、社会福祉法人や公益法人、NPO 法人のように広く一般に対して事業を行ってはいないものの、食の安全を追求する先駆的存在となることや地域の核となって福祉事業に取り組んできた生協は、これらに次ぐ存在として、位置づけられる。一方、制度の面からは、農業協同組合や中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合などと同様に、協同組合として位置づけられる。

(生協のこれまでの歩み)

- 生協は、戦後、食料を中心とする生活物資を供給する事業を中心として発展した。その後、環境問題や有害食品問題等の時代背景を受け、組合員のニーズを踏まえ、低価格で優良な品質のものを提供するため、独自商品を開発するなどして、購買事業の発展を図ってきた。例えば、無漂白の小麦粉など業界に先駆けた代替技術の開発による商品づくりに挑戦するなど、商品そのものの変化を促す先駆的な存在として、社会的役割を果たしてきた。
- また、組合員の相互扶助組織という利点を生かして、食料品を中心に日常生活のための物資を幅広く揃えた共同購入事業を実現しており、そのサービス提供エリアは、各都道府県のほぼ全域となっている。当初は、班単位の配送が主流だったが、生活スタイルの変化に伴い、各戸単位の配送が増加し、現在では、過疎地や中心市街地の空洞化等により近隣に食料品スーパーがな

い都市部の住民や、高齢や育児が理由で買い物に外出することが困難な者の生活に貢献している。

- 生協の事業として各種サービスを組合員に提供する利用事業があるが、その3分の2は、医療・福祉事業によって占められている。組合員の福祉を支えるという観点からは、利用事業として行われている福祉事業と組合員の相互の助け合い活動として行われる福祉活動の双方がある。利用事業としての福祉事業においては、介護保険制度の制度化に伴い、制度の下における事業者として位置づけられる側面も持っている。また、組合員による福祉活動としては、子育て支援活動などの狭義の福祉にとどまらず、多重債務者支援、ホームレス対策、消費者教育等広がりを持った取組も行われるようになってきている。
- 共済事業は、法制定当時は、慶弔見舞金程度のものであったが、その後、生活の安心を求める組合員のニーズに応え、火災共済や生命共済などが実施されるようになった。また、近年では、年金共済事業なども実施されるなど、共済事業の種類が多様化が進んでいる。
- 上記のとおり、生協の実施する事業は、時の経過に伴い、種類が複雑化・多様化し、その規模も拡大するなど変化を遂げており、これに伴い、生協は、市場において一定の地位を占める経済事業主体となっている。

2 組織・運営や各事業の現状と課題

(1) 組織・運営

- 生協の運営は、相互扶助の精神に基づく組合員の自治運営により行うことが基本とされており、組合員、理事、監事がお互いの役割を果たすことで適切な運営がなされてきたところである。
- しかしながら、近年、経営状況の悪化により解散するケースが散見され、そのうち、理事等による不適切な業務執行によるものもみられるところである。
- このような中、現行生協法上の組織・運営規定をみると、法制定当時の組合規模や事業規模を前提としているため、現在の生協の実態に適合しない面が多い。生協の規模が拡大し、その事業が複雑化した現在では、健全な組織運営及び事業実施のため、組合員の意思が反映される運営を確保するとともに、迅速かつ適正な業務執行体制を確立するため、総会や理事会・理事、監事などの各機関の権限や責任を明確化し、これらの機関相互の牽制機能を強化する必要がある。

(2) 購買事業

- 購買事業については、小売業総売上高に占める生協購買事業高の割合は、2%前後で推移するとともに、これを生協の購買事業における主力商品である食料品でみると、平成13年度は4.6%となっている。
- また、主として購買事業を行う地域生協（地域購買生協）の区域をみると、都道府県の区域をその区域とするものが約65%と広域であり、取扱商品も食品が約8割を占めている。
- 近年の地域購買生協の購買事業における経常剰余率の推移をみると、1%前後で推移している。実施形態別にみると、共同購入事業は、個別配送の事業高の増加に伴い、年々その事業高が増加しており、平成16年度には、購買事業高全体の50%を占めている。一方、経常剰余率については、無店舗事業では3%前後で推移しているものの、店舗事業では平成6年度以降マイナスとなっている。
- このような店舗事業の不振を背景に、累積で見た場合、購買事業を行う地域生協のうち、4割弱（38.6%）の組合が赤字になっている。その傾向をみると、組合員の規模が小さい組合のほうが赤字組合の数が多くなっており、事業の規模の効率化を図る必要がある。ただし、組合員数が1000人未満の地域購買生協（46組合）のうち、赤字組合と黒字組合はそれぞれ23組合ずつの同数となっており、組合員規模が小さい場合でも、健全な事業運営を行っている組合は多い。
- 以上のように、購買事業、特に店舗事業は不振ではあるものの、依然として店舗事業の占めるウェイトは大きく、組合員による福祉活動の拠点として店舗が利用されることなどからも、店舗事業は生協にとって大きな意義を有する。
- 一方、道路整備の進展等に伴う生活圏の著しい拡大、都道府県域を超えたチェーンストアの展開、組合員のニーズの多様化、高度化など、生協の購買事業をめぐる状況も大きく変化している。しかし、地域生協には、都道府県の区域を越えて設立できないとする県域規制があることから、生活圏が県境を越えて存在しているにもかかわらず、隣県生協の店舗等を利用できないという「県境問題」の解消が求められている。加えて、生協の中核的事業である購買事業の効率化を図り、品揃えの充実などの組合員ニーズを満たすためには、県境に縛られず、適正な規模の店舗等を効率的に展開することが必要となっている。

- また、生協においては、厚生労働省令で定める場合を除き、行政庁の許可を得なければ、組合員以外の者が利用してはならないとする員外利用規制があるが、近年は、災害時の緊急物資提供など、組合員のみならず、広く社会に貢献することが求められる場面が増加している。
- このため、主として購買事業に関する規制として、員外利用規制や県域規制のあり方の見直しが課題となっている。

(3) 利用事業

- 利用事業とは、組合員に各種サービスを提供するものであるが、医療・福祉事業の事業高が利用事業全体に占める割合は66.4%と、大きなウェイトを占めている。
- 医療事業を行う生協は、138組合であり、生協の医療費は、2,571億円で対全国比0.8%、病床数は、約1万5千床で対全国比0.9%となっている。
また、介護・福祉事業の実施組合は、200組合であり、介護保険の在宅サービスにおける生協のシェアは2%となっている。さらに、生協は、福祉事業に加えて、家事援助等のくらしの助け合い活動や子育て支援活動など組合員による各種福祉活動を実施している。
- 医療・福祉事業については、医療・福祉の公共性等にかんがみ、適正に事業が実施されることが必要である。
- また、少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化が進む中で、介護など福祉に関する組合員ニーズを受けて、地域で支援が必要な人をコミュニティで受け止め、支え合うため、生協の福祉事業と福祉活動を両方育てていくことが課題となっている。

(4) 共済事業

- 共済事業については、近年、契約件数が増加しており、特に、生命共済の増加が著しい。年金共済事業など新しい事業も実施されており、共済事業の種類は多様化している。また、元受共済事業（生協が、組合員に対して、直接共済契約上の保障責任を負う事業）を実施する生協は139組合あり、うち、共済期間が1年を超える長期共済を行っている生協は全体の5%、兼業を行っている組合は、全体の5割弱となっている。
- 一方、生協法に基づく共済事業に係る現行の規制は、共済事業を行う生協が最低限保有していなければならない出資金額の基準（最低出資金）に関する規定がないなど、事業の健全性を確保し、契約者保護を図る観点からは、

十分なものとなっていない。

これらを踏まえ、生協法においても、契約者保護の観点から、その健全性を担保するための改正をすることが急務となっている。

3 生協制度の見直し

- 生協法は、制定されて以降、実質的な見直しが行われないうまま、現在までに60年近くが経過している。この間、2で述べたように、生協を取り巻く環境や国民の要請は大きく変化するとともに、生協制度に対するさまざまな課題も生じてきている。
- このため、生協制度の趣旨・実態等を十分に踏まえつつ、生協が、組合員の相互扶助という生協の本旨に沿い、将来にわたりその役割を的確に果たせるよう、生協制度の見直しを行うことが必要である。

II 組織・運営規定

1 基本的考え方

- 生協は、組合員の相互扶助組織であり、その組織運営に当たっては、組合員一人一票の原則にみられるように民主的運営が原則とされている。総会は、組合員で構成される生協の最高機関として位置づけられており、生協の運営には、組合員の意思が反映されることが重要とされている。
- 生協は、規模が拡大し、経済事業主体としての責任が増大するとともに、事業が複雑化しており、理事会やそれを構成する理事には、適正かつ迅速な意思決定が求められている。これらの機関が各権能を果たすことにより、適正な業務執行を担保するためには、その責任の所在を明確にすることや、監査機関である監事の理事会等に対する牽制機能を強化すること等により、組合内部において効率的で健全な法人経営を可能とするシステム（ガバナンス）を強化することが必要である。
- また、生協内部におけるガバナンスの強化のほか、生協外部の者からの監視機能を強化することや生協の債権者等に対する透明性を確保することも必要である。さらに、生協外部の者による監視機能の強化のための措置として、一定範囲内での行政庁の関与も必要である。

2 措置の具体的内容